

## 神栖市医師Uターン推進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、神栖市における医師不足を解消するため、市内出身者等が神栖市内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ）及び診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に常勤医師として新たに勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、神栖市補助金等交付規則（昭和41年神栖村規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内並びに鹿嶋市、潮来市、銚田市、行方市、千葉県銚子市、千葉県香取市及び千葉県香取郡東庄町に住所を有する者又は以前住所を有した者であること。
- (2) 市内の病院又は診療所（以下「市内医療機関」という。）に常勤医師として勤務している者であること。
- (3) この告示の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

勤務年数	補助限度額	補助金の額
1年目	200万円	12か月を基準として、勤務減月数が生じたときは、当該減月数分の割合を減額する。この場合において、月の途中での勤務又は離職については、勤務月に含めるものとする。ただし補助金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
2年目	200万円	
3年目	100万円	

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神栖市医師Uターン推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の6月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 市内医療機関で勤務していることを証する書類
- (2) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の市外から転入したことを証する書類
- (3) 履歴書
- (4) 医師免許証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請期日後に勤務を開始する場合は、前項に規定する申請を勤務の開始日から60日以内に市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに申請者に対し神栖市医師Uターン推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、神栖市医師Uターン推進事業費補助金交付請求書(様式第3号)に請求月における第4条第1項第1号の書類を添え、当該年度の3月末日に請求しなければならない。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 書類の内容と事実が異なったとき。
- (3) この告示に定める規定又は補助金交付の条件に違反したとき。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。